

衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 11 日（木）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

・加藤国務大臣、宮崎厚生労働副大臣、瀬戸財務大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行理事 清水誠一君

（質疑者）橋本岳君（自民）、階猛君（立憲）、城井崇君（立憲）、一谷勇一郎君（維教）、高橋千鶴子君（共産）、田中健君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

橋本岳君（自民）

- （1） CDR（予防のためのこどもの死亡検証）を法律に基づく事業として行う必要性
- （2） 「加速化プラン」後に向けて財源も含めてこども・子育て政策の在り方を議論し続ける必要性

階猛君（立憲）

- （1） 子ども・子育て支援金制度
 - ア 社会保障負担率の現状及び支援金制度導入による社会保障負担率の上昇の効果
 - イ 令和 10 年度以降 10 年度ごとの社会保障負担率の見通し
 - ウ 高齢化などで社会保障負担率が今後上昇する可能性があることの確認
 - エ 国民に新たな負担を求めずに 1 兆円の財源を確保する方策を考える必要性
- （2） 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」に対する修正案
 - ア 政府が日本銀行保有の E T F の対価として交付国債を交付することは財政法第 5 条で禁止されている日本銀行の国債直接引受けに当たらないことの確認
 - イ 財政法第 5 条ただし書の特別な理由がある場合における国会の議決を経た上での交付国債の発行又は法改正を行えば日本銀行の国債直接引受けに当たらないことの確認
 - ウ 日本銀行が E T F の売却による 37 兆円の対価を交付国債で受け取ることの可否
 - エ 分配金収入が見込めない場合においても日本銀行が E T F を売却することは可能であることの確認
 - オ 政府と日本銀行が協力して交付国債の償還を柔軟に進める必要性についての日本銀行の見解
 - カ 国民負担率を上昇させずに E T F から得られる分配金収入を子ども・子育て支援策の強化のための財源とする必要性

城井崇君（立憲）

- 子ども・子育て支援金制度
- ア 被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）に対する国民の声の受止め
 - イ 市町村の国民健康保険における年収別の加入者 1 人当たりの支援金額
 - ウ イを一覧表で示す必要性
 - エ 国民健康保険の年間平均保険料が最高額及び最低額の市町村における年間平均負担額及びその差額に関する事実認識及び見解
 - オ 同じ国民健康保険の下でも市町村間で負担額に差が出る懸念
 - カ 支援金は市町村間の医療水準の差は反映されないことから医療保険料額の 4～5%が支援金額であるとする説明との整合性

- キ 国民健康保険における負担額の全国の市町村間の格差
- ク 被用者保険と国民健康保険の年収別負担額を合わせる必要性
- ケ 導入コスト及び徴収コスト並びにその財源
- コ 被保険者が納付しなかった支援金の不足分を保険者が負担する仕組みであるかの確認
- サ 保険者が支援金の不足分を賄う手段
- シ 政府が一律の被用者保険の支援金率を示すことの確認
- ス 歳出改革の具体的な取組

一谷勇一郎君（維教）

- (1) 「加速化プラン」
 - ア 3年間の集中取組期間終了後の方策
 - イ こども・子育て予算倍増に向けた具体的な計画
 - ウ 社会保障の「改革工程」に掲げる項目の検討状況
 - エ 子ども・子育て支援金ではなく「こども保険」という名称を用いる必要性
 - オ こども大綱が少子化対策になっているのかの確認
- (2) 合計特殊出生率を2以上とすることが財源面から見た成果指標となることの確認
- (3) 産後ケア事業の都道府県における広域的な支援体制強化に向けた取組
- (4) 助産師による母子への訪問看護に対する加算の必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 子ども・子育て支援金制度
 - ア 支援金率を毎年見直すことの確認
 - イ こども家庭審議会の関与
 - a 同審議会の意見を聴取する支援納付金に関する重要事項の内容
 - b 歳出改革を含めた支援金制度のスキームについて同審議会において毎年議論を行う必要性
- (2) こども政策の推進
 - ア こども大綱等の文書・こども未来戦略会議等の会議体の位置付け及び所管大臣の確認
 - イ 幅広いこども政策の一元的な推進に向けた加藤国務大臣の認識
- (3) 安心して自らの働き方を選べる労働環境の整備・推進の必要性
- (4) ヤングケアラーに対する支援強化の具体的な内容

田中健君（国民）

ヤングケアラー支援

- ア 本法律案において子ども・若者育成支援推進法に明記される内容及び自治体における実態調査の実施状況（令和5年2月末時点）後の具体的な取組
- イ 子育て世帯訪問支援事業
 - a 支援の内容、対象者及び利用方法
 - b 適切に支援を受けられる環境整備に向けた取組
- ウ 支援の地域間格差に対する加藤国務大臣の認識及び格差解消に向けた取組
- エ 概ね40歳までを支援対象とすることに伴う年齢や発達に応じた支援体制の整備
- オ 自治体における実態調査の実施状況（令和6年2月末時点）の現状及び公表見込み